

電子決済等代行業に係る利用者に対する説明

- 1 電子決済等代行業者の商号、名称又は氏名及び住所
名称 株式会社アプラス
住所 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

- 2 電子決済等代行業者の権限に関する事項
当社は、電子決済等代行業者として業務を行うものであり、銀行を代理する権限を有しません。

- 3 電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項
日本マルチペイメントネットワーク運営機構 マルチペイメントネットワーク収納機関規約
(収納企業編) 第2条の2第2項に定める通りとします。
参照 URL : https://www.jampa.gr.jp/company/kiyaku_songaibaishojoko.html

- 4 電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応じる営業所又は事務所の連絡先
株式会社アプラス お客さま相談室
<https://www.aplus.co.jp/company/info/inquiry/customer.html>

- 5 法第52条の61の4 第1項第2号に掲げる登録番号
電子決済等代行業者として登録申請予定

- 6 利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法
利用者が当社に支払うべき手数料はございません。

- 7 法第2条第17項第1号に掲げる行為(第1条の3の3に掲げる行為は除く。)を行う場合において、
同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額
99,999,999,999 円 (利用者が金融機関においてこれより低い上限金額を設定している場合は
その金額となります。)

以上